

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

海園都市みやづ「天橋立・宮津湾 智恵の環（わ）」再生計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

宮津市

3 地域再生計画の区域

宮津市の全域

4 地域再生計画の目標

宮津市は、京都府北部、丹後半島の尾根を背景として、美しく長い海岸線により日本海に面しており、日本三景「天橋立」に象徴される豊かな自然と優れた歴史文化に恵まれた、全国から年間270万人の観光客が訪れる北近畿有数の観光都市である。

中世以降、宮津は、城下町、港町として栄え、特に江戸期には北前船による物資の集散地として、宮津節に「縞の財布を空にした」と唄われる程の隆盛を極め、近年においても、毎年多くの海水浴客、釣り客などがこの地を訪れるなど、海からの限りない恵みを受けて発展してきた。

また、市の将来像として「海園都市」を標榜する中、貴重な財産である豊かな「海」や豊かな自然・歴史文化を活用した観光振興を図るため、地域資源を活かした魅力の創出とあわせ、海路、陸路による資源・地域のネットワーク化とゾーン形成を図りながら、活気あふれる「観光交流都市づくり」を進めている。

しかしながら、市民の誇りや愛着の源となり、訪れる人に感動を与えてきたこの豊かな自然環境も、近年のライフスタイルの変化や都市化の進展により、河川や宮津湾・阿蘇海の水質汚濁が進むなど、自然環境の悪化が指摘されている。

また、とりわけ「天橋立」と隣接する「阿蘇海」は、イワシやコノシロ、アサリ、ハマグリ等が棲息し、豊かな漁場として人々の生活を支え、また、冬にはコハクチョウをはじめとする水鳥が羽を休めるなど、野生動物や魚介類にとって、貴重な棲息地であるが、皮肉にも「天橋立」により外海と遮断された閉鎖海域でもあることから、近年、水

質の悪化等が進んでいる。

「阿蘇海」の環境基準は、化学的酸素要求量（COD）が3mg/l であるが、平成16年度の測定結果は、4.1mg/l であり、環境基準に達成していない結果となった。

これらの問題に対応するため、宮津市においても、「市民」「行政」それぞれに、環境再生に向けた取組みを実施しており、市民レベルでは、「天橋立を守る会」を中心とした「天橋立クリーン作戦」等、天橋立の保全活動や、「美しさ探検隊」による天橋立の保全をテーマとした講演会の開催、阿蘇海の浚渫汚泥を活用した人工ゼオライト普及への取組みなどが行われている。

また、行政による生活排水処理については、昭和59年度に宮津湾流域関連宮津市公共下水道事業に着手し、一部の区域は平成5年3月に供用を開始し、現在、処理区域の拡大及び処理施設の拡張に努めているほか、浄化槽による汚水処理についても、平成11年度から個人設置型の浄化槽に対する補助制度を開始し、主に居住を目的とした専用住宅に浄化槽を設置する場合に限り、補助金を交付しているが、平成16年度末の汚水処理人口普及率は約51%と全国平均の79.4%に比べて依然低い状況である。

このため、地域特性に応じた汚水処理施設の整備を一層促進し、宮津市内河川の水質汚濁の防止、宮津湾・阿蘇海等の水質保全に努めるとともに、人と自然が共生する環境共生型社会の構築に向けた気運の醸成を図りながら、地域固有の自然や、歴史文化と一体となった美しい景観を保全し、後世に継承していくため、市民、事業者、行政が互いに「智慧」を出し合い、連携・協働の「環（わ）」により「海園都市みやづ」のシンボルである、宮津の「海」、「天橋立」の再生に向けた取組みを進めるものである。

（目標1）汚水処理施設の整備の促進（汚水処理人口普及率を51%から69%に向上）

（目標2）阿蘇海の水質の向上（COD〔75%値〕を4.1mg/l から3.0mg/l に向上）

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

地理的、経済的条件に応じ、公共下水道、浄化槽のそれぞれの事業を実施することにより、効果的な汚水処理施設の整備を促進する。

「天橋立」と隣接する「阿蘇海」は、「天橋立」により外海と遮断された閉鎖海域で、水質の悪化等が顕著であることから、「阿蘇海」の流域である関連町と連携する中で、緊急的に水洗化を図る必要がある。

なお、阿蘇海沿岸部は、宮津湾流域関連宮津市公共下水道事業計画区域に含まれており、阿蘇海の南に位置する文珠地区の下水道整備は完了し、既に供用開始しているが、西に位置する須津地区並びに北に位置する府中地区においては、その一部しか供用開始できていない状況であり、当地区の下水道整備による普及促進により、その効果が表れるものと期待している。

また、宮津湾においては、公共下水道と浄化槽の整備による効果に期待をしているところである。

よって、汚水処理施設の未整備区域を事業区域として計画的な整備を図ることで、地域全体の快適な住環境を創出し、美しい水環境を保全する。

5-2 法第五章の特別の措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。

なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・公共下水道（流域関連）・・・・平成18年1月に事業認可

【事業主体】

いずれも宮津市

【施設の種類】

公共下水道、浄化槽（個人設置型）

【事業区域】

公共下水道	宮津市須津第1・第2・第3処理分区 及び府中第1・第2処理分区
浄化槽（個人設置型）	宮津市全域（ただし、宮津湾流域関連 宮津市公共下水道事業認可区域を除く。）

【事業期間】

公共下水道	平成18年度～22年度
浄化槽（個人設置型）	平成19年度～22年度

【整備量】

公共下水道	φ50～φ400mm	13,200m
浄化槽（個人設置型）	139基	
なお、各施設による新規の処理人口は下記のとおり		
公共下水道	須津第1・第2・第3処理分区	550人
	府中第1・第2処理分区	1,010人
浄化槽（個人設置型）		528人

【事業費】

公共下水道	
事業費	1,326,000千円（うち、交付金663,000千円）
単独事業費	343,100千円
浄化槽（個人設置型）	
事業費	57,673千円（うち、交付金19,223千円）
合計	
事業費	1,383,673千円（うち、交付金682,223千円）
単独事業費	343,100千円

5-3 その他の事業

○流域関連公共下水道事業

宮津湾をはじめとした公共用水域の水質汚濁が著しいことから、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図るべく、宮津湾沿岸部の市街地を中心として、昭和59年度より事業に着手している。

(※ただし、上記交付金活用事業区域以外の区域)

○「水辺の教室」「自然観察会」等による環境意識の高揚

河川に生息する生物の調査等を通じて、水環境保全の大切さを地域の子供たちに啓発する「水辺の教室」や、ブナ林の保全意識の高揚のための自然観察会等を実施している。

○市民団体等による環境美化・保全、啓発事業

多くの市民団体により天橋立・宮津湾を含めた市域の環境美化・保全活動が取り組まれている

【天橋立を守る会】

特別名勝「天橋立」を保護し、後世に継承していくことを目的に、昭和40年に地域住民等の有志会員で構成された「天橋立を守る会」が、「クリーンはしだて1人1坪大作戦」などの美化啓蒙活動や天橋立公園の清掃・美化活動に取り組んでいる。

【みやづ美しさ探検隊】

宮津らしい多彩な美しさをつくりあげていくための共通目標づくりに向けて「みやづ美しさ探検隊」が平成13年に発足し、天橋立の保全をテーマとした講演会の開催等の啓発活動や、阿蘇海の浚渫汚泥を活用した人工ゼオライト普及に向けての実践活動を展開している。

【天橋立名松リバーズ実行委員会】

平成16年10月の台風23号災害により倒木した天橋立の名松の復元・再生を目的に組織された「天橋立名松リバーズ実行委員会」が、「龍燈アート」等の創作活動、フォーラムの開催など、自然との共生とその啓発に向けた事業に取り組んでいる。

【宮津市民憲章推進協議会】

「宮津市民憲章」の実践活動を市民運動として推進するため平成2年に設立した「宮津市民憲章推進協議会」が、「市民一斉清掃」や「花いっぱい運動」などの環境美化活動を実践している。

6 計画期間

平成18年度～22年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に、4に示す数値目標に照らし、宮津市において状況を調査、評価し、公表する。また、必要に応じて事業の内容の見直しを図るために、施設の整備状況についても評価、検討を行う。

なお、整備された污水处理施設については、水質検査や維持管理等を行い、必要に応じて適切な措置をとる。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし